

請求人（略）

愛知県監査委員 今 田 幹 雄

同 小 川 淳

同 柏 木 勝 広

同 寺 西 むつみ

同 石 塚 吾歩路

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
（通知）

令和8年3月27日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和8年3月27日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

- 1 請求の対象となる職員又は機関
愛知県立一宮南高等学校長（以下「校長」という。）
- 2 請求の対象となる財務会計行為
愛知県立一宮南高等学校の公式ホームページ（以下「本件ホームページ」という。）の管理に係る費用の支出（令和7年度分のメンテナンス・保守費用の年額6万円）
- 3 当該行為が違法・不当である理由
本件ホームページは愛知県立一宮南高等学校の公式な情報発信手段であり、その管理は学校運営に関連する業務であると考えられる。よって、その費用について、本来愛知県が負担すべきものであるにもかかわらず、公費による支出が行われず、愛知県立一宮南高等学校PTA会計（以下「PTA会計」という。）により負担されているとすれば、財務処理として適正を欠いていると考えられる。
- 4 請求する措置
 - (1) 本件ホームページの管理に係る契約及び費用負担の関係について、校長は、その財務処理の適否を検証し、必要な是正措置を講ずること。
 - (2) 令和7年度分を含むPTA会計からの支出について、違法又は不当と認められる場合には、関係者に対し返還その他必要な措置を講ずること。
 - (3) 今後、同様の財務処理が行われないよう、適正な公費負担の在り方について再発防止措置を講ずること。

第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

- 1 住民監査請求の制度について、福岡地方裁判所（平成5年8月5日判決）は、「普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであって、住民

訴訟の前置手続として、まず当該地方公共団体の監査委員に住民の請求に係る行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものであると解される。そのため、監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならないというべきである。」と判示していることから、この判示に依拠して検討する。

- 2 請求人は、本件ホームページの管理に係る費用の負担は愛知県が行うべきものであるから、令和7年度の本件ホームページの管理に係る費用をPTA会計により支出することは違法又は不当である旨を主張していると解されるところ、請求人が提出した事実証明書によれば、愛知県立一宮南高等学校PTA会長からPTA会費の会計処理についての委任を受けた校長が、令和7年度分の本件ホームページの管理に係る費用を私費会計であるPTA会計から支出したことが認められる。

そうすると、請求人が主張するところの「発注者名」が愛知県立一宮南高等学校で「契約代表者」が校長であるとしても、愛知県の公費による支出と認められないことは明らかであり、また、当該支出につき、違法又は不当な事由があると仮定しても、地方公共団体である愛知県にとって損害が生じたとは認められないから、住民監査請求の制度が監査の対象とする行為等には当たらないといわざるを得ない。

- 3 なお、請求人は次の(1)から(5)までのとおり、私費会計であるPTA会計の財務処理上の問題や公費の負担の在り方等について言及するところ、これらの実態や是非は措くとして、住民監査請求の制度が監査の対象とする行為等は上記1のとおりのものであるから、いずれも監査の対象とはならないことを付言する。

- (1) 本件ホームページに係る管理等の費用が、平成28年度から毎年度継続してPTA会計から支出されており、継続的な財務処理上の問題があること。
- (2) 本件ホームページの管理に係る契約とその履行が現在も存続しており財務処理上の問題が継続していること。
- (3) 本件ホームページは契約上のレンタルサーバーによる単独のドメインで運用されていたが、現在は愛知県のドメインが加えられ、両ドメインによる運用がなされ、従前とは異なる取扱いへの見直しが行われているが従前の財務処理の適正性については、なお検証が必要であること。
- (4) PTA会費の保護者負担の任意性について考慮する必要がある、入学前の合格者登校日に保護者が同席しない場で合格者にPTA会員個票の記入・

提出をさせるなど、任意団体とされる PTA に対し、実質的に負担の選択が困難な状況のもとで費用負担が求められている場合には、支出構造の適正性に特に慎重な検討が必要であること。

- (5) PTA 会費の会計処理権限が PTA 会長から校長に委任される運用は公私の区別が不明確となり、学校側が PTA 資金の処理に関与する構造は財務処理の適正性の観点から検証が必要であること。

第3 結論

よって、本件住民監査請求は、法第 242 条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。